

地域生活支援拠点等事業の実施状況について

I. 新潟市障がい者夜間休日相談支援事業（らいとほうす）について

1. 令和元年度（4月～2月）の実績

早朝：6:00～8:30／日中：8:30～17:30／
夜間：17:30～22:00／深夜：22:00～6:00

①相談件数（相談種別・対応時間帯別）

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
一般相談支援	6	41	33	11	0	13	34	5	143
個別相談支援	9	30	2	4	2	6	13	2	68
虐待通報	1	4	0	0	1	1	1	1	9
合計	16	75	35	15	3	20	48	8	220

②①の内、緊急対応実施件数

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
訪問支援	1	4	0	0	0	0	0	0	5
受入支援	2	23	0	0	0	6	3	1	35
合計	3	27	0	0	0	6	3	1	40

③相談相手と対応時間帯（一般相談支援・個別相談支援・虐待通報の合算件数）

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
本人・家族・後見人等	14	68	35	1	3	15	47	8	191
行政・福祉事業所関係者・相談機関	2	7	0	12	0	5	1	0	27
その他・不明	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	16	75	35	15	3	20	48	8	220

④区別相談件数

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	不明	計
相談件数	2	23	23	9	5	3	61	7	87	220

2. 個別相談支援の登録状況

(R2年2月末時点)

	当初対象者数	登録者 (a)	当初対象者に含まれない登録者 (b)	全登録者 (a+b)
要件 (1)	42人	6人	3人	9人
要件 (2)	22人	8人	4人	12人
要件 (3)	108人	4人	1人	5人
合計	172人	18人	8人	26人

※上記に加え、4人が登録手続中

3. 個別相談支援の登録要件の追加について

(4) その他、市長が特に必要と認める者

(1) から (3) のいずれの要件にも該当しない者であって、要綱第 3 条に規定する一般相談支援及び新潟市基幹相談支援センターの相談支援により、夜間休日における訪問支援、受入れ支援の必要性が高く、個別相談支援の登録が必要と認められる者。

※要件の新旧対照表は 3 ページのとおり

II. 今後の取り組みについて

- ・各区自立支援協議会において地域課題の解決に向けた検討を進める上で、拠点等事業の各機能の強化を見据えた取り組みを積極的に推進する。
- ・拠点等事業の機能の拡充については、登録制により各機能を担うことができる事業所等を登録することとし、登録に際しては、基幹相談支援センターが各地域の窓口となり、区自立支援協議会及び運営事務局会議での協議を経て、各事業所等の既存の取り組みを生かした機能の充実を図る。
- ・今年度、相談支援連絡会「緊急相談班」で検討してきた事項について、来年度は（仮称）「地域生活支援拠点班」に引き継ぎ、引き続き本事業の整備について検討を進める。

個別相談支援登録要件 新旧対照表

新	旧
<p>在宅で生活する障がい者等のうち（共同生活援助支給決定者を除く）、次の（1）～<u>（4）</u>のいずれかの要件を満たす者。</p> <p>（1）強度行動障がい児 短期入所又は行動援護の支給決定を受けている障がい児のうち、5領域11項目の調査において、「行動障がいおよび精神症状」に関する項目のうち「(3) 自傷・他害・器物破損」の調査結果のいずれかが「ほぼ毎日支援や配慮が必要」に該当する者。 <input type="checkbox"/> (H29年12月末支給決定者のうち42人が該当)</p> <p>（2）強度行動障がい者 障害福祉サービス支給決定者のうち、行動関連項目調査結果の合計点が18点以上で、且つ自傷又は他害の調査結果が「ほぼ毎日支援が必要」に該当する者。 <input type="checkbox"/> (H29年12月末支給決定者のうち22人が該当)</p> <p>（3）高齢の家族等と生活する障がい者等 障害福祉サービス支給決定者等のうち、障害支援区分5以上で、且つ知的障害があり、以下のいずれかに該当する者。ただし、療養介護及び施設入所支援支給決定者を除く。 ①65歳以上の家族等のみと生活する者 ②家族等と同居する者のうち、当該家族等に障がい又は疾病等があるため、緊急時の支援が見込めない状況にある者 ③単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある者 <input type="checkbox"/> (H30年12月末支給決定者のうち108人が該当)</p> <p><u>（4）その他、市長が特に必要と認める者</u> <u>（1）から（3）のいずれの要件にも該当しない者であって、要綱第3条に規定する一般相談支援及び新潟市基幹相談支援センターの相談支援により、夜間休日における訪問支援、受入れ支援の必要性が高く、個別相談支援の登録が必要と認められる者。</u></p>	<p>在宅で生活する障がい者等のうち（共同生活援助支給決定者を除く）、次の（1）～（3）のいずれかの要件を満たす者。</p> <p>（1）強度行動障がい児 短期入所又は行動援護の支給決定を受けている障がい児のうち、5領域11項目の調査において、「行動障がいおよび精神症状」に関する項目のうち「(3) 自傷・他害・器物破損」の調査結果のいずれかが「ほぼ毎日支援や配慮が必要」に該当する者。 <input type="checkbox"/> (H29年12月末支給決定者のうち42人が該当)</p> <p>（2）強度行動障がい者 障害福祉サービス支給決定者のうち、行動関連項目調査結果の合計点が18点以上で、且つ自傷又は他害の調査結果が「ほぼ毎日支援が必要」に該当する者。 <input type="checkbox"/> (H29年12月末支給決定者のうち22人が該当)</p> <p>（3）高齢の家族等と生活する障がい者等 障害福祉サービス支給決定者等のうち、障害支援区分5以上で、且つ知的障害があり、以下のいずれかに該当する者。ただし、療養介護及び施設入所支援支給決定者を除く。 ①65歳以上の家族等のみと生活する者 ②家族等と同居する者のうち、当該家族等に障がい又は疾病等があるため、緊急時の支援が見込めない状況にある者 ③単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある者 <input type="checkbox"/> (H30年12月末支給決定者のうち108人が該当)</p>